

## 注意 バーコード

「インターネットを利用して、クリックしただけでいきなり

クリックすると」「登録されました。利用料は9万9800円」と表示された。クレジットカードで支払いを促す画面が出ており、驚いてカード番号を入力し

【アドバイス】  
▼インターネット上の有料サイトは、「電子消費者契約および電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(電子消費者契約法)」

## ワンクリック請求に注意

料金を請求された」といった相談が数多くあります。最近は、クレジットカードによる支払いを要求するケースが目立ちます。注意しま



てしまった。支払わないといけないのか。

により表示が必要となりま

ります。分かりやすい

有料表示や、登

録する情報を確

認・訂正できる

画面が出なければ

ば、支払う必要

はないと考えら

れます。

【事例】無料のサイトを見ようとしたら、年齢の確認画面が出てきた。「18歳以上」を

れることがあります。が、パソコンでクリックしただけでは氏名・住所・電話番号まで相手には分かりません。メールに返信するとうので注意しま

う。求められても個人情報は伝えないようにしましょう。

▼事例のように、クレジットカードの番号を入力してしまうと、カード会社から請求が来ます。このような場合、今後の支払いについて

不安に思つたり、トラブルが生じたときは、住まいの市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談してください。

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、☎097-534-0999=消費生

活相談電話)